

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章－第2章 (略)	第1章－第2章 (略)
第3章 廃棄物の適正処理	第3章 廃棄物の適正処理
第1節－第2節 (略)	第1節－第2節 (略)
第3節 一般廃棄物処理施設 (第26条－ <u>第28条の3</u>)	第3節 一般廃棄物処理施設 (第26条－ <u>第28条の4</u>)
第4節－第5節 (略)	第4節－第5節 (略)
第4章－第5章 (略)	第4章－第5章 (略)
附則	附則
第3章 廃棄物の適正処理	第3章 廃棄物の適正処理
第3節 一般廃棄物処理施設	第3節 一般廃棄物処理施設
(削除)	<u>(縦覧の手続)</u>
	<u>第28条の2 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」とい う。）は、備付けの帳簿に氏名及び住所（法人にあっては、その 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記入しなけれ</u>

ばならない。

(縦覧者の遵守事項)

第28条の2 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」とい
う。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) – (4) (略)

2 (略)

(意見書の記載事項)

第28条の3 条例第23条の4の規定により意見書を提出しようす
る者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならな
い。

(1) – (3) (略)

(縦覧者の遵守事項)

第28条の3 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならな
い。

(1) – (4) (略)

2 (略)

(意見書の記載事項)

第28条の4 条例第23条の4の規定により意見書を提出しようす
る者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならな
い。

(1) – (3) (略)